

| 指名停止業者                      | 自       | 至       | 月数   | 指名停止の理由  |
|-----------------------------|---------|---------|------|--|
| 久富電設(株)                     | R6.9.27 | R7.9.26 | 12か月 | 久富電設(株)の代表取締役が、令和4年2月14日、池田町長(当時)に対し、同町発注予定の工事において、自社に有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に現金100万円を供与した。また、同年7月12日に同町が執行した温知保育園空調機設置工事に係る指名競争入札に関し、自らが落札できるよう池田町長(当時)と共謀の上、池田町長(当時)から秘密事項である指名業者の名前の教示を受けて落札した。このことについて、令和6年7月22日に贈賄罪及び公契約関係競争入札妨害罪で起訴された。このことは、川辺町建設工事請負契約等に係る入札参加資格停止等措置要領第2条(別表第2第1号及び第2第4号)に該当するため。 |
| (株)佐藤渡辺 萩原営業所               | R7.2.7  | R7.11.6 | 9か月  | 株式会社佐藤渡辺の石川営業所長は、福島県石川町発注の道路改良工事において、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日に郡山区検察庁から談合罪で略式起訴され、令和6年11月9日付けで刑が確定した。このことは、川辺町建設工事請負契約等に係る入札参加資格停止等措置要領第2条(別表第2第4号)に該当するため。  |
| パナソニックEWエンジニアリング(株)<br>中部支店 | R7.3.25 | R7.8.24 | 5か月  | パナソニックEWエンジニアリング(株)は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、同法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年1月31日、近畿地方整備局長は、同社に対し監督処分(指示処分、営業停止命令)を行った。このことは、川辺町建設工事請負契約等に係る入札参加資格停止等措置要領第2条(別表第2第5号)に該当するため。                                      |